

盛岡広域振興局長告示第72号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成23年6月21日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370101735	有限会社くらし建築工房	有限会社くらし建築工房	盛岡市山岸三丁目1番4号	平成23年7月10日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370101735	有限会社くらし建築工房	有限会社くらし建築工房	盛岡市山岸三丁目1番4号	平成23年7月10日